



昭和 34 年

県民所得の概観

戦後における日本経済の発展は、あの焦土から立ちあがつて10余年、復興建設需要とそれにつづくおう盛な新設備投資、あるいは消費需要の堅調等によつて、全体としては、たしかに世界的にもまれにみる急速にして大幅な成長をみせた。しかし、この背後には経済発展の地域的の格差がかなり顕著に存在して、それに風土的・歴史的地域性も加わつて、地域経済の各種な特性が現出されているという事実である。

ここで本県における昭和34年の県民所得を概観するに当つても、本県経済発展の地域的特性とその実態を知るためには、まず、国という全体に出発し、これらをとおしてながめることにより、本県がどのような背景下におかれているかをみる必要がある。この意味において、しばらくの間可能なかぎり諸種の角度から検討を試みてみよう。

第1節 日本経済への回顧

第1項 33年のわが国経済

1 景気回復の足どり

(1) 上半期

この時期は、いわゆるナベ底景気といわれた時期である。32年以来低下を続けた鉄工業生産は33年3月を底に上昇に転じ、9月までには8.5%増と急速な回復歩調を示すにいたつた。しかし、この間に卸売物価は下向を続け上半期中にさらに下落の傾向を示した。

(2) 下半期

秋に入ると景気は、意外なほどはやく回復した。鉄工業生産は12月に神武景気のピークをこえ、卸売物価も下半期中におおむね3%の回復をみるにいたつた。

2 景気回復の裏面

(1) 景気後退の性格

景気後退の主因は、在庫調整によるものであつた。在庫投資の減少が需要の減退をひきおこし、急激な物価と生産の下落をもたらした。最終需要はこの間に増加の一端をたどつたが、33年10~12月に入つて在庫需要が増加したため、33年秋以降の回復には急テンポなものがあつた。

(2) 高水準を続けた設備投資

最終需要が景気後退下においても漸増したが、その第1の原因は設備投資が高水準を維持したことである。建設投資が前年より14%も増加したばかりでなく、産業設備投資の約5割を占める基幹産業の投資がふえたために全体としての投資水準の落込みを少なくした。

(3) 個人消費の堅調

最終需要の増加を支えた最大の原因は、個人消費であ

る。33年における消費水準は都市、農村ともに29年以降最高の伸びを示した。

(4) 財政支出の安定作用

(5) 輸入激減と国際収支の大幅な黒字

(6) 需要を支えた金融の役割

33年全国銀行貸出増加額は8,319億円に達した。これは前年に比べ155億円少ないが、景気停滞期であつたことを考慮におけば、金融が景気の下支えに大きな役割を果たしたものとみてさしつかえない。

以上景気回復の背後を要約すれば、在庫調整による景気後退がラセンの下降に進まなかつたのは、最終需要の低下に対する抵抗力やそれを押しあげる力が働いたからであろう。

第2項 34年における日本の経済事情

前項において、33年のわが国経済の回顧を34年への前提として試みたが、すでに述べたとおり33年秋口からの景気回復のあとをうけて、34年日本経済は、急速な拡大をとげた。すなわち、消費は堅調をつづけ、財政支出も増加したほか、輸出は海外需要の増大とわが国輸出産業の競争力の強化とにより、一貫して増加傾向を示し、また設備投資も技術革新にもとづく近代化投資などにより増加しはじめ、一方在庫投資も上期は比較のおう盛であつたことなど、これらが折重なつて需要を急増させ、ひいては経済の拡大を導いた。

この間国際収支は黒字を継続し、物価は比較的平穏な推移を示し、他方金融面においても早めに景気への行き過ぎを予防する措置がとられたこともその因をなし、大観して昭和34年の経済事情は順調な数量景気を展開した。

第3項 成長の裏の問題点と今後の方向

1 成長の裏の欠陥

前1～2項において、ごく近年の国内経済事情を概観したが、近時におけるわが国経済は、投資がいちじるしく盛んであり、工業化の速度もまことにめざましく、欧米諸国にくらべてもきわめて高い成長率を持続しており、その経済力は、いまや国際的にも高く評価されるに至つた。しかし、わが国の経済はこのような高い成長率をもっている反面、幾多の欠陥を蔵していることも見のがすことはできない。

このため産業の近代化を推進し、科学技術を振興し道路、港湾業の産業基盤を整備拡充し、国民生活と所得の格差を是正するなど、経済の体質を改善し経済成長力の質的な充実をはかることが必要とされている。

2 今後の方向

- (1) 日本経済が単に量的に急速に拡大したばかりでなくかつてない速度をもつて構造上の近代化が進んだが、このような中にあつても急に進んだ分野とそうでないものとのいわゆる不均衡がいちじるしく、この結果として産業基盤の立ち遅れ、機械工業のうちの重要な部門の未発達、大企業と中小企業間の断層、農業の生産力効果の頭打ち等々が指摘されるに至り、こうした欠陥の克服なしにこれからの飛躍的發展を期待することはできないことは明らかとなり、安定的成長の最大の条件である輸出の伸長にしても、雇用問題の解決にしても、こうしたは行性を取り除くことがたしかに急務であろう。
- (2) そこでいわゆる体質改善にはいろいろの意味が盛られていようが、少なくとも経済構造上の欠陥の是正と解するならば、安定的成長には体質改善が不可欠であるし、また体質改善には相当の成長率を確保することがどうしても必要だという相関関係を忘却してはなるまい。
- (3) さらに、諸種の問題を体系的に検討すると同時にこれらの問題をどう順序で解決してゆくかのタイム・テーブルが望まれるであろう。すなわち、日本経済の細胞である個々の企業の体質改善、特に資本構成の是正をどうするか、個々の細胞がより集つてきている諸器官に当る各産業部門内の調整をどうするか、さらに産業諸部門間相互の調整をどうするか対外的関係をどう調整するかなど、問題点をもつと体系的に検討することも必要となつてくるであろう。

第2節 高度化した企業構造

第1項 産業構造の諸問題

1 経済構造の近代化とその陰影

30年以降の景気の一循環を通じ、わが国経済の規模は

一段と太まり、その増加率あるいは成長の度合において欧米諸国に対比しても目ざましい進展途にあることはその一断面を示すものとして第1表の国民所得（1人当たり所得については、問題は残るにしても）上にもあらわれている事実である。しかしそれはただ経済規模の拡大にとどまらず、技術革新が経済の各分野に浸透してゆく過程において、わが国の経済構造には大きな変化が起つていることもまた事実であろう。

ところで、このような産業構造を高度化に導き、その進展を可能にしたのは高水準の設備投資であり、ここ最近数年の間に投資の重点は重化学工業へと急速に移行している。しかしながら、経済構造の近代化は決して一様に進んでいるわけではなく、これまでの高い成長の過程において急速に進展をみた分野と、立ちおくれ、いわばとり残された分野もあることを忘れてはなるまい。すなわち、この両者の間がますます明白となつてきていることである。

2 産業構造高度化の不均衡性

(1) 産業基盤の立ちおくれ

わが国の工業生産の6割はこれまで四大工業地帯に集中してきたが、このため各地で工業用水の不足、輸送のあい路化、用地の取得難等が目立つてきている。また港湾施設もかなりの不足で、最近にあつては船舶の大型化で水深の深い港湾や、荷揚設備の大型化と高性能化が必要となつてきている。このほか住宅や上下水道などのいわゆる生活環境の未整備も重要な課題であろう。

(2) 大企業と中小企業の断層

機械工業の急速な市場拡大、新製品、新産業の発展など技術革新の潮流は中小企業の合理化あるいは近代化を推進しているが、しかしそれは大企業のそれとは格段の相異があり、技術的断層は大きい。これが今日とくに問題になつてきている部門は、機械工業であろう。すなわち自動車や電気機械の系列下にある中企業はある程度経営も安定し、技術を高め生産力を増大しているが、一面において親企業からの単価切下げ要求がきわめて強いため、資本蓄積も十分できない状態にあるようにみられる。今後、中企業をこれ以上伸長せしめて専門メーカーに発展させるためには、種々の政策的な援助が必要視される。

(3) 近代化途上の雇用問題

神武景気的好況期を通じて、わが国の就業状態はかなり改善の方向に向つている。しかし小企業における雇用の著しい膨ちようや、これらの賃金水準が大企業労働者の6割にみえない低さにあることは問題であろう。こうした事態を改善するためには、今後最低賃金制を全面的に推進していくことのほか、長期低利資金の供給など中小企業と大企業との断層をうめる施策をおし進めること

第1表 米ドルに換算した国民所得と1人当たり所得(1,957年)

国民所得(100万ドル)				1人当たり所得(ドル)		
国名	所得額	順位	国名	所得額	順位	
アメリカ	366,500	1	アメリカ	2,132	1	
メキシコ	49,104	2	カナダ	1,460	2	
インド	38,167	3	スウェーデン	1,276	3	
フランス	33,886	4	スイス	1,244	4	
カナダ	24,223	5	ニュージーランド	1,168	5	
インドネシア	23,856	6	オーストラリア	1,081	6	
日本	22,987	7	イギリス	954	7	
タイ	22,648	8	ベルギー	917	8	
イタリア	19,570	9	ノルウェー	914	9	
アルゼンチン	10,473	10	デンマーク	871	10	
オーストラリア	10,423	11	ベネズエラ	824	11	
スウェーデン	9,397	12	フィンランド	742	12	
スペイン	9,117	13	西ドイツ	742	13	
ベネズエラ	8,246	14	オランダ	690	14	
オランダ	7,600	15	フィンランド	646	15	
メキシコ	7,360	16	オーストラリア	541	16	
ユースタ	6,366	17	アルゼンチン	527	17	
ヴェネズエラ	6,107	18	アイスランド	451	18	
南アフリカ	5,469	19	アイスランド	404	19	
南アフリカ	5,052	20	アイスランド	375	20	
南アフリカ	4,946	21	キチン	362	21	
南アフリカ	4,409	22	キチン	360	22	
南アフリカ	4,407	23	南アフリカ	349	23	
南アフリカ	3,912	24	南アフリカ	339	24	
南アフリカ	3,788	25	南アフリカ	310	25	
韓国	3,268	26	ギリシア	291	26	
韓国	3,193	27	ギリシア	249	27	

(以下略)

(注) 資料は、国民所得白書から。

が必要である。

(4) 転機に立つ農業

農業生産はここ数年間に2割余の上昇で世界各国のうちでも、もつとも高い成長をとげた。しかし小農的技術の生産力効果の一巡や、農業と非農業との所得格差が拡大するおそれがあり、これが生産力発展を困難にしようとしている。したがって今後、生産力を高めてゆくためには財政投融資の拡充、革新的な技術の展開、さらには経営規模の拡大と農業人口の非農業部門への吸収などが課題となろう。

(5) 経済構造近代化における財政の役割

経済構造を近代化するために財政の果たす役割もまた重要で、34年度の公共投資は31年度に比べ47%も増加しているが、各国からみれば著しく立ちおくれの感があり今後も公共投資充実の方向は一層推進しなければならないものと思料されるのである。

(6) 金融の景気調整機能

いままでの金融政策も、国際収支の危機に対処する手段としては効果をおさめてきたであろうが、今後はさら

に予防的な政策(公定歩合政策・準備予金操作・公開市場政策等)を早目に実施して、景気変動の波をできるだけなだらかにすることがその課題となろう。

3 経済発展の過程と背後の問題点

わが国の経済発展は、その産業構成において第1次産業が相対的に後退し、その反面第2次産業から第3次産業へと発展過程をたどり、また工業においても家内工業から工場工業へ、軽工業から重化学工業へと発展しながらその重点を移行してきた。以下主として産業構造上からみた地域経済の実態とながめてみよう。

まず、地域経済分析の基本である所得の点から位置づけするならば、第2表にみられるように分配国民所得の国民1人当たりを100とした各都道府県住民1人当たりの県民分配所得をみると、最高と最低の開差ははなはだしい。

すなわち、東京・神奈川を含む南関東や、大阪・兵庫を含む近畿、名古屋を中心とする東海の工業地帯が高くこれに対し山陰・東北・南九州地域が低位にある。この

(1) 1人当たり所得にあらわれた地域差

第2表 国民1人当たり所得に対する各県の比較

都道府県	県民1人当たり平均		都道府県	県民1人当たり平均	
	33年	国民所得に対する比		33年	国民所得に対する比
北海道 青森 岩手 宮城 秋田	円	%	福井 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高松 福岡 佐賀 長門 熊本 大分 宮崎 鹿児島	83,472	91.8
	94,704	104.1		84,451	92.9
	70,174	77.2		103,881	114.2
	65,480	72.0		143,555	157.9
	72,945	80.2		136,524	150.1
山形 福井 新潟 茨城 栃木	75,018	82.5	89,858	98.8	
	72,637	79.9	81,645	89.8	
	78,390	86.2	74,545	82.0	
	73,958	81.3	71,820	79.0	
	76,272	83.9	80,408	88.4	
群馬 埼玉 千葉 東京都 神奈川	75,550	83.1	87,835	96.6	
	82,237	90.4	83,225	91.5	
	78,700	86.5	70,185	77.2	
	168,237	185.0	88,323	97.1	
	129,300	142.2	76,821	84.5	
山梨 長野 静岡 富山 石川	70,538	77.6	76,619	84.3	
	81,290	89.4	107,374	118.1	
	93,951	103.3	73,618	81.0	
	91,194	100.3	75,898	83.5	
	88,759	97.6	68,274	75.1	
岐阜 愛知 三重	82,687	90.9	82,697	90.9	
	—	—	62,774	69.0	
	78,136	85.9	56,657	62.3	

(注) 1 国民所得1人当たり90,934円を100としての比較である。

既報の数字と異なるのは、推計値の改訂による。

2 兵庫県33年は、暫定推計結果から算出。

ように地域内に工業地帯を含むいわば先進経済圏と、その他の第1次産業への依存度の高い後進経済圏とに大別することができる。

第3表 本県の1人当たり分配所得の推移

区分	全(歴)年	茨城県(歴)年	1人当たり所得の全国に対する割合
			%
昭和31年	円 81,715	円 62,769	76.8
32	90,296	71,699	79.4
33	90,934	73,761	81.1
34	103,894	83,624	80.5

(注) 県(国)民所得から算出。

では、ここで第3表により本県における平均県民1人当たり分配所得の推移をみると、昭和31年62,769円、32年71,699円、33年73,761円、34年83,624円であり、これは全国平均の国民1人当たり分配所得に対し76.8%、79.4%、81.1%、80.5%となつている。これをみてもわかるように、1人当たり所得額においては逐次上昇の過程にあるとはいえ、その比率においてはあながちこれとは符合せず、この事実は国民1人当たり所得との開差の縮小

方向にあるとはみられず、依然として80~81%程度のラインを歩んでいのがこの面からみた本県の実状である。

(2) 産業構成の地域差

以上の1人当たり分配所得の地域的な差異は、主として地域の産業発展の相違によつてもたらされていることがその主因をなすものと考えられる。

すなわち、わが国では農業を中心とする第1次産業は第2次産業にくらべて1人当たりの生産性も極度に低くしたがつて第1次産業構成の割合の大きい地区は全体的に所得水準が低く、これとは逆に第2次産業構成比の高い地区は全体の所得水準は高くなる。後述する機会もあるが、第1次産業就業者1人当たり所得に対し、第2次のそれは2~2.5倍の開差がある。

したがつて、おおむね第2次産業構成の高率を示す地区が、住民1人当たりでみた所得水準も高いことになり結局は第2次産業、そのうち主として工業の発展がその地区の所得水準を高めるといふ関係が成立するであろう。以下そのような観点から所得差の背景としての地域の産業発展をながめてみよう。

第4表 産業別就業者構成比(各年総数100)

地域別	昭和5年			昭和25年			昭和30年		
	1次	2次	3次	1次	2次	3次	1次	2次	3次
全国	49.4	20.4	30.2	48.3	21.9	29.8	41.1	23.8	35.1
北海道	54.8	15.2	30.0	47.4	23.2	29.4	42.4	22.1	35.5
東北	66.7	12.3	21.0	63.8	13.2	23.0	59.6	13.6	26.8
北関東	63.3	15.6	21.1	62.6	15.9	21.5	56.5	17.3	26.2
南関東	28.6	25.0	46.4	28.3	28.1	43.6	20.4	31.1	48.5
北陸	56.5	19.1	24.4	56.5	19.3	24.2	50.6	21.1	28.3
東山	58.9	21.1	20.0	58.0	18.3	23.7	51.2	20.8	28.0
東海	46.7	24.7	28.6	44.3	26.7	29.0	35.1	31.2	33.7
近畿	29.1	28.9	42.0	30.1	30.6	39.3	23.8	33.4	42.8
山陰	67.5	12.4	20.1	65.1	12.4	22.5	57.7	14.2	28.1
山陽	55.0	18.3	26.7	50.7	21.5	27.8	44.7	22.1	33.2
四国	60.3	16.6	23.1	58.7	17.0	24.3	52.7	17.5	29.8
北九州	51.1	21.0	27.9	48.2	23.5	28.3	43.3	21.7	35.0
南九州	70.9	11.4	17.7	69.9	11.0	19.1	65.6	10.4	24.0

- (注) 1 国勢調査結果から算出。
 2 東北(青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)
 北関東(茨城・栃木・群馬)
 南関東(埼玉・千葉・東京・神奈川)
 北陸(新潟・富山・石川・福井)
 東山(山梨・長野・岐阜)
 東海(静岡・愛知・三重)

- 近畿(滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山)
 山陰(鳥取・島根)
 山陽(岡山・広島・山口)
 四国(徳島・香川・愛媛・高知)
 北九州(福岡・佐賀・長崎・大分・熊本)
 南九州(宮崎・鹿児島)

イ 第1次産業構成

第4表に示すように、地域によつてはなほだしい差が生じている。たとえば昭和30年国勢調査(35年国勢調査結果が発表されていないため)の結果を引用すれば、全国平均の就業者の第1次産業構成は41.1%を示すのに対し、その最高は南九州地区の65.6%と南関東地区の20.4%の最低との間には大きな幅が認められる。すなわち、東北・北関東・北陸・東山・山陰・四国・南九州の各地区はいずれも全就業者の50%以上が第1次産業に属するという農業に大きな依存度をもっており、いわば農業圏の形態をとっている。

ロ 第2次産業構成

このような地区を除く、いわゆるわが国の4大工業地帯を構成する地区では第2次産業の構成比が高くまた、第3次産業構成比もこれに付随して高率にあり、したがって第1次産業への依存度は少なくなっている。すなわち、第2次産業構成比は全国平均で23.8%であるのに比べ南関東・東海・近畿の3地区にあつては、おおむね31~33%と際立って高く、東北・北関東・山陰・四国・南九州等においては10~18%と低位にあり、山陽・北九州・北陸・北海道はこれらに比しかなり高く、22~23%を示している。

ハ 第3次産業構成

さらに第3次の関係をみると、全国平均で35.1%となつているのに対し、やはり東京・神奈川の高い構成比を反映して南関東が飛びぬけて48.5%の高率を示し、これに次いで近畿の42.8%、北九州35.0%、東海・山陽の33%台といつたようにいずれも工業地帯が高く、後進圏はおしなべて低位にある。

ニ 本県の産業構成

第5表 本県の就業者構成(各年総数100)

区分・年次	総数	第1次	第2次	第3次	
茨	昭和30年	100.0	63.2	13.2	23.6
	31	100.0	61.9	13.1	25.0
城	32	100.0	60.4	14.7	24.9
	33	100.0	59.8	14.9	25.3
県	34	100.0	58.6	15.6	25.8

(注) 県民所得推計に用いた推計就業人口による。

前段において地区別の状況を概観してきたが、この中における本県の就業構成をながめてみよう。

いうまでもないことながら、本県は農業県として古くから経済活動が行われ、このことは就業構成上にもあらわれている。すなわち、第5表にも示すとおり第1次産業の就業者は総体の59%台を占め、おおむね35%台とみ

られる全国比率に比べ24%、前述の先進都県に対比すればさらに大きな開きを生じており、いかに本県における第1次産業就業構成のウェイトが高いかに驚くであろう。このことは、そのまま非農林漁業(第2次・第3次)就業者の少いことを物語るものである。本県の34年における非農林漁業就業者は総体の41.4% (第2次15.6%・第3次25.8%)にして、全国のそれよりはおおむね24%も少ない。このように、いわば本県と全国の産業別就業人口構成割合は第1次のそれに対し、第2次および第3次を包含した関係は全く逆の現象を呈している。

しかしながら、本県の就業構成もその推移を第5表によりみると、第1次産業の63%強から59%弱に減少し、この開差は第2次および第3次産業に逐次移行しておりこのことはとりもなおさず本県の経済活動がわずかながら発展方向にあることを示すものであるが、問題はこのような発展テンポが果して地域経済の格差が拡大方向にある現状に照して、縮少し得るかどうかであろう。

後述する機会もあるが、いずれにしても本県の所得水準の低位性は、労働生産性の低い第1次産業就業者が全国の割合に対してはなほ大きく、反対に労働生産性の高い非農林漁業就業者の割合が全国のそれより少いことが大きな原因をなしていることが統計的に実証されるわけである。

以上を要約すると、4大工業地帯を含む地域と瀬戸内海に面する工業地帯および北海道等が第2次産業就業者の構成比が高く、その他はおおむね農業を主体とする第1次産業の比率が相対的に高く、したがって所得水準も工業地帯のそれよりもむしろ低位にあり、就業者の構成でも前述の所得の差異と同様に、先進圏と後進圏の明瞭な差がみとめられる。

また、これまでの全国的な状況および本県の産業構成上からもいわれるように、産業構成は経済発展に応じて変るといふことである。すなわち、経済の進展に伴って第1次産業構成が後退し、第2次産業構成が増大し、さらに進展すると第3次産業構成が拡大の方向に進み、最も大きな比重を占めるようになる。

(3) 産業別にみた所得構成

つぎに産業構成を県(都)民生産所得の面から概観してみよう。すなわち、いままで述べてきた就業構成は原則的には産業別の生産構造に基因することはいうまでもない。しかしながら、ここでは1人当たり所得につながるという観点の上に立つて生産所得で検討を試みることにしよう。ただ、地域別にみても生産県民所得の推計を行っていない都県もあるが資料の関係から昭和33年について第6表および第7表に従い可能なかぎりその姿をのぞいてみよう。

第6表 都道府県別・産業別所得構成比

(昭和33年・生産所得)

都道府県	総額	第1次産業	第2次産業	第3次産業	都道府県	総額	第1次産業	第2次産業	第3次産業
北海道	100.0	23.0	28.9	48.1	三重県	100.0	23.2	38.0	38.8
青森県	100.0	38.0	14.1	47.9	滋賀県	100.0	25.4	34.5	40.1
岩手県	100.0	31.4	22.3	46.3	京都府	—	—	—	—
宮城県	100.0	31.0	18.4	50.6	大阪府	100.0	2.0	42.7	55.3
秋田県	100.0	36.9	21.6	41.5	兵庫県	—	—	—	—
山形県	100.0	30.4	22.6	47.0	奈良県	100.0	25.3	19.9	54.8
福島県	100.0	29.0	21.7	49.3	和歌山県	100.0	25.1	29.8	45.1
茨城県	100.0	33.3	23.0	43.7	鳥取県	100.0	36.3	17.3	46.4
栃木県	—	—	—	—	島根県	100.0	34.0	19.5	46.5
群馬県	—	—	—	—	岡山県	100.0	25.1	30.4	44.5
千葉県	100.0	32.6	22.4	45.0	広島県	100.0	17.7	34.3	48.0
東京都	—	—	—	—	山口県	100.0	20.3	34.5	45.2
神奈川県	100.0	4.9	43.6	51.5	徳島県	100.0	27.4	19.2	53.4
新潟県	100.0	26.4	24.4	49.2	香川県	100.0	23.4	26.9	49.7
富山県	100.0	20.5	32.1	47.4	愛媛県	100.0	27.2	26.1	46.7
石川県	100.0	22.6	26.3	51.1	高知県	100.0	33.1	16.8	50.1
福井県	100.0	26.1	28.2	45.7	福岡県	100.0	9.3	41.9	48.8
山梨県	100.0	29.9	18.8	51.3	佐賀県	100.0	30.0	25.6	44.4
長野県	100.0	28.4	23.9	47.7	熊本県	100.0	16.5	30.5	53.0
岐阜県	100.0	21.0	30.3	48.7	大分県	100.0	25.8	20.1	54.1
静岡県	100.0	21.4	39.3	39.3	宮崎県	100.0	31.6	17.8	50.6
愛知県	—	—	—	—	鹿児島県	100.0	38.0	13.5	48.5

(注) — は生産所得の推計を行っていないことを示す。

イ 第1次産業所得

33年における生産国民所得では第1次産業の全体に占める割合は18.6%であるのに対し、大阪府2.0%、神奈川県4.9%、福岡の9.3%等著しく下回るものもあるが、前述したような後進圏にあつてはいずれも30～38%というかなり高い構成率をもっている。これらの地区は生産面からも第1次産業へ30～40%程度依存していることが明らかで、産業発展の相対的低位をあらわしている。

資料の関係からつまびらかではないが、一方工業地帯を包含する先進圏の比率は20%以下にあるといつてもさしつかえない。

ロ 第2次産業所得

また第2次産業所得の全体に占める割合は、国民所得では33%合であるが、やはり高率を示すものとして先進都県があげられ40%合を超え、これに対し東北・南九州等が目立つて低い。

ハ 第3次産業所得

第3次産業所得の構成にあつてはいささか変つた傾向がみられる。しかし第2次産業とこの関係のかね合いからみた場合、これまで述べたようにいわゆる先進圏が高く、人口集中による第3次産業の隆盛を反映している。これらの地区は、工業発展度に伴う1人当たり所得水準も高く、また人口が集中しているため、享楽消費も含めて第3次産業部門への消費支出が大きいという消費圏としての特色をあらわすものである。

ニ 本県の所得構成

ここにおいて本県の産業別所得構成をとらえてみよう。県内生産所得において各産業部門の占める構成比、すなわち、各産業部門が昭和34年県内生産所得の形成に寄与した関係を第7表によりながめると、第1次産業部門が33.2%で前年の34.4%より1.2%減少したのに対し、第2次産業部門は前年の22.7%から24.9%と2.2%増大を示すにいたつた。また、第3次部門は前年より1.0%減少をみせた。これらを総合的にみれば、34年の所得形成は第1次および第3次産業の減少率がそのまま第2次産業の増加比となつてあらわれており、これは34年における本県経済の活動の中心は第2次産業なかんずく製造業部門のめざましい進展にその要因を求めることができる。

かようにして今後ますます本県経済の体質が改善されることを期待するものである。この機会に全国における構成比をみると、第1次産業部門17.1%、第2次産業部門34.0%、第3次産業部門49.3%と順次高率を示している。すでに述べたことおよびこれによつても一層明確となるように、本県の産業構造は全国に比べ第1次産業部

第7表 産業別所得構成の全国比較

年次区分	第1次	第2次	第3次	海(県)外 よりの純 所得	
				%	%
茨城 県	昭 32	34.8	23.0	42.2	—
	33	34.4	22.7	42.9	—
	34	33.2	24.9	41.9	—
全 国	32	18.6	34.0	47.9	△ 0.5
	33	18.6	32.5	49.3	△ 0.4
	34	17.1	34.0	49.3	△ 0.4

- (注) 1 県(国)民所得推計結果から算出。
2 所得総額を100とした比率を示す。
3 国における△はマイナスを示す。

門の占めるウェイトが余りにも大きく、反面第2次産業部門においておおむね10%、第3次産業部門7%程度と高次産業の所得構成比がいずれも低率にある。

いうまでもなくこのことは直接本県の所得水準ないしは労働生産性を常に低位におく原因をなしている。

(4) 就業構成と所得構成

詳述することは後にゆだねるが、では就業構成と生産所得構成との関係を見ると、まず全体の姿を通じていえることは、第1次産業は就業者の割合に比べて所得の割合はかなり低く、第2次・第3次はこれとは逆に所得の割合の方が就業者割合を上回っている。これはとりもなおさず、第1次産業の1人当たり所得が第2次・第3次産業よりも相対的に低位にあることを物語るものにほかならない。そして第2次および第3次産業の1人当たり所得は、おおむね同水準とみられる。これを地域別にみて目立つことは、後進地域において第3次産業の構成比は就業者のそれよりも生産所得はほぼ倍近い大きさを示しており、第3次の1人当たり所得は第1次および第2次の1人当たり所得よりもかなり大きいことである。

これはその地域では、第3次産業就業者の所得が相対的地位では最も高いということではあるが、第2次産業とくに工業発展の遅れている地域にあつては、大工業も少なく、たとえそれがあつても生産性の低い中小工業が多く、結果として賃金水準も比較的的低く、一方第3次産業の金融業・運輸通信業など一般的にみても賃金水準の高い業種や、公務など相対的に歩合の高い業種の就業者の所得水準が目立つためであろう。

(5) 先進地域と後進地域

イ 工業の発達と所得格差

資料の制約からおおまかな面について触れてきたが各種の産業構成からみていえることは、わが国はいわゆる4大工業地帯例えば京浜・阪神・中京・北九州に山陽を加えた地区を中心として工業が極度の集中と発達をみたことは明らかであり、それがこれら

の地区とその他の地区との間の所得水準の格差，すなわち，貧富のひらきを生んでいるわけである。

もちろん，近年その他の地区にも新しい工場地帯が続々と各地に建設されているが，その規模からいえば4大工業地帯に比べるまでもなく，それはまた考え方によつては4大工業地帯のいずれかに従属するものであろう。いずれにしてもこのような集中がいろいろな意味で，その地の地域間に格差を拡大してきたことは明らかな事実である。しからば，どうしてこのような集中が行われたのだろうか。

そこでまず考えられることは，工業地帯の形成には立地条件が大きく左右することはいうまでもない。しかし，一面ひろがえつてわが国の4大工業地帯のうち，その中心をなす京浜・阪神等にあつては，近代国家として芽生える以前からながく文化・政治の中心をなしていたことが，根本的要因ではなかつたかと思考される。

ロ 産業構成の戦前・戦後

これまで最近における状態について地域別あるいは都道府県別に大観してきたが，しからばこのような現状は戦前との対比ではどのような変化をもたらしているだろうか。またどのような推移にあるかをながめてみよう。しかしながら，戦前・戦後を通じて産業構成をながめる統計資料は，産業別就業者数だけしかは握されていないし，また毎年連続して行われたものではなく，一定時点が明らかにされているのみである。また，ここでよく考慮におかなければならぬことは，戦時中はいうまでもなく戦時態勢への対応もあつて，就業構造も無理にゆがめられた面も各所にみられ，決して正常なものとは考えられないであろう。また，戦後といえども終戦の混乱から復興への過程をたどり，経済行動の全般からみて一応安定したとみられるのは，昭和30年になつてからといつても過言ではないであろう。

第8表 産業構成の推移

地域別	昭 5			昭 30		
	1次	2次	3次	1次	2次	3次
	%	%	%	%	%	%
北 関 東	54.9	15.2	29.9	42.4	22.0	35.6
南 関 東	28.6	25.0	46.4	20.4	31.0	48.6
東 海	46.8	25.0	28.2	35.1	31.0	33.9
茨 城 県	71.4	10.3	18.3	63.2	13.2	23.6

このような考慮と観点からすれば，戦前・戦後の比較といつても昭和5年と30年の両時点において就業者構成をみるものが，最も正常な形でしかも当を得たものと思考される。そこで総体的にいえることは工業地帯を包含する地区と北海道では第2次産業お

よび第3次産業の構成比が大巾に増大し，第1次産業の縮小が著しいのに対して，これ以外の後進地域では第1次産業構成比の縮小は主として第3次産業構成比の増大に向つており，第2次産業構成比は増大しているものの，極めてわずかに過ぎないということである。

ハ 発展地区と本県の比較

ここにおいて発展地区と本県のそれを比較してみると，第8表およびこれまでもみられるようにいかに本県の第1次産業の構成比が高いかに気付くであろう。すなわち昭和5年の71.4%の比重から63.2%に縮小はみたものの先進地域との比較においてはなおまた20~40%も高い。発展地区の第2次産業のそれは22~30%以上を示すのに比し，本県のそれは僅か13%合にあるに過ぎない。また，第3次産業の構成比は18.3%から23.6%へと増大しているが，前述のとおり第1次産業の縮小は第2次産業の僅小増大に徴すれば，それより多くが第3次産業構成比の増大に向つているといつてよいであろう。なお，この現象は第8表を中心としてのことであつて，各都道府県別に検討した場合これ以上の構成格差のあることを見のがしてはならない。

先進性，後進性を兼ね備えている日本産業構成の中にあつて，本県のそれは後進性を担っていることを示すものであるが，終局的には本県経済の基本的なものとして体質改善の必要性に迫られる所以もまたここにある。

ニ 農業生産性と人口の流動

ここで考えられることは，戦前・戦後を通じて農業の生産性が逐次高度に向つているため，第1次産業の構成比は縮小の傾向にあり，後進圏にあつてもこの点決して例外ではない。しかし，前述のとおり問題はその発展テンポであり，これらのかんばしくないところでは増加する人口のかなりの部分が地元における第2次産業に職を求めることができないままに放り出されて，先進工業地帯に集中してゆくのが実情である。他面例えば学校教職員・それに公務員交通機関労働者などのように，どの地区でも余りの変化なく必要とされる部門，あるいは戦前にくらべて大きく変容を示した生活態度に発展した各種サービス部門など，直接経済発展とむすびつなぐともふくれあがることを余儀なくされている第3次産業の拡大が横たわり，これが第2次産業の育たない後進圏では，相対的に大きな構成比をうながしているものと思考されるのである。

これとは全く逆に，先進圏では工業の集中が盛んで後進圏からの流動をも含めて第2次産業構成比の拡大を生み，それが人口集中消費拡大を背景として，

なお前述したように拡大に拡大を重ねる要因に加えてさらに第3次産業の隆盛をもたらしたものであろう。

4 人口の過度集中と弊害

以上のべきたつたような経済発展の傾向はとりもなおさず都市の発達をうながしたのであるが、この都市発展の状況を人口集中の上から概観すると人口の都市集中は

昭和30年には全国人口の56%が都市に集中し、人口の増加についてみると大正9年当時の市域内人口に対する昭和30年の市域内人口は5倍に達し、これと同様の方法による郡部人口は15%の減少を示している。都市のなかでも京浜・阪神・中京・北九州諸都市への人口および産業の集中が著しく、京浜地域は年間おおむね40万人、阪神は20万人の増加をみせているといわれる。

第9表 自然増加に対する社会増減

都道府県別	率(各期間の自然増加100.0につき)			都道府県別	率(各期間の自然増加100.0につき)		
	昭25~30	昭22~25	昭10~15		昭25~30	昭22~25	昭10~15
全 国	0.1	2.8	4.5	兵 庫	53.5	40.0	135.4
北 海 道	11.4	35.7	2.6	奈 歌	67.8	144.3	99.8
青 森	24.1	9.9	61.7	和 山	52.4	56.9	97.3
岩 手	36.1	4.4	43.7	鳥 取	64.5	62.3	127.9
宮 城	56.9	14.7	67.0	島 根	69.4	64.4	123.0
秋 田	63.9	37.3	83.0	山 口	66.7	50.8	106.7
山 形	103.9	71.0	97.0	徳 島	43.3	35.3	14.5
福 島	82.0	50.7	65.0	香 川	28.5	28.7	155.2
茨 城	83.5	78.6	32.4	愛 媛	100.7	56.2	125.6
栃 木	102.5	84.1	86.7	高 知	104.3	50.1	147.7
群 馬	88.9	70.0	36.2	岡 崎	82.7	32.0	80.9
埼 玉	22.2	64.6	16.8	佐 賀	80.9	44.0	121.2
千 葉	50.2	77.5	50.2	長 門	16.5	49.6	138.1
東 京	332.6	294.4	145.4	大 分	64.0	54.7	59.4
神 奈 川	148.2	83.4	182.6	熊 本	35.8	0.3	5.9
新 潟	93.0	70.8	50.8	宮 崎	70.9	73.5	115.8
富 山	78.5	49.7	39.2	鹿 児 島	53.2	46.6	124.5
石 川	82.6	46.9	157.4	地 方 名	50.9	16.8	73.9
福 井	96.3	35.0	113.2		77.3	51.6	101.9
山 梨	107.7	91.0	66.0				
長 野	135.9	99.2	103.1				
岐 阜	60.5	44.9	48.4				
静 岡	6.3	27.1	44.4	東 北	60.6	28.1	69.1
愛 知	78.2	32.3	63.8	関 東	94.6	63.4	61.8
三 重	70.6	43.0	59.6	中 部	43.5	37.6	35.7
滋 賀	116.6	93.4	128.0	近 畿	79.5	45.3	78.8
京 都	19.2	2.1	55.8	中 国	50.5	43.9	28.6
大 阪	209.6	159.1	176.8	四 国	90.5	43.3	111.4
				州	36.7	12.4	24.6

(注) 厚生省人口問題研究所「最近の人口に関する統計資料」による。

イ 人口の社会増減

いま、ここで人口増減の要因について述べるまでもないが、その一つは出生と死亡との関係(自然増減)から生ずるものであり、他の一つは他の地域からの流入と流出との関係社会増減によつて増減をきたすものである。

第9表は同一期間における自然増加と社会増減の大きさを比較するため、各期間の自然増加100人に対して社会増減がどの程度の割合であつたかを示したものである。ただここで注意すべきことは(一)マイナスの符合が付されているのは、その地域から移

動していつた人口が、流入人口よりも多いことを示している。したがつて社会増減がマイナスの100を超える場合は、その地域の人口はその期間についてみれば減少しているわけである。この表をみてもまずわかることは、さきに述べた4大工業地帯を除外すれば、大部分の県がマイナスであること、いわば人口流失県であるといことができる。したがつて結論的には、社会増減のマイナス分だけ自然増加による人口の増加を相殺するわけであるから、全体としての人口の増加もそれほど増えないわけである。かかる意味から、4大工業地帯に属する都府県また

は北海道のごときは社会増減がプラスであることが指摘でき、つまり人口流入県である。したがってこれらの地域においては、自然増加に加えて社会増加があるため全体としての人口はさらに増加する結果を招来する。ことに東京・大阪については、社会増加がきわだつて多く、この両者の人口増加の大半の理由がこの点に内包していることがわかるであろう。

ロ 過度集中による弊害

そこでまた提起さるべき問題は、広大にして大規模な重化学工業の発展は、わが国独特の関連工場の誘発を次々に伴つて、これら4大工業地帯のマンモス都市化を促進し、過大都市の弊害を露呈するに至つてゐる。すなわち(1)市地域でさばききれない人口の増加は、都市の外縁部および周辺都市への人口移動を急増し、都市中心部との通勤交通需要を一変させ(2)既設道路は急速な発展を続ける自動車輸送を消化しきれなくし(3)人口増加に伴う住宅供給が、追いつかないことによる住宅難をきたし(4)消費構造の高度化による上水および重化学工業化による工業用水の需要の急増に対し、供給は限界に達し、(5)工場、ビルの地下水汲上げによる地盤沈下が大きくなりつつある等といった問題が山積しだしたのである。換言すれば、都市的内包量の増加に統御の形成が追いつき得ない状況におかれている。

もちろん、これら地域に対しては諸種の施策がとられていようが、その施策の進行にもかかわらず、ますます過大化傾向をきたすとともに、他方これら過大都市とその他の地域との所得の格差をいよいよ大きなものにしてゐるのが現状であろう。

第2項 地方自治の振興と都市建設の方向

1 普遍的な地方自治の振興

それでは次に生起する問題点として、普遍的な地方自治の振興について述べてみよう。昭和28年来全国的な町村合併促進によつて従来人口8,000未満の弱小町村がまさに発展的解消をとげ、全国平均人口14,000の規模を有する町村を形成し、市の数においても555を数えて、町村合併以前の約2倍の現出をみるに至つたのである。

そしてこれらの新市町村は、いうまでもなく新市町村建設促進法の定めるところに従つて新市町村建設計画を樹立し、その新しい経営に乗り出している。改めて述べるまでもなく、町村合併のねらいは町村の規模を適正にし、その財政力を高めることによつて行政水準を引上げるとともに、その経営の近代化を進めるところにあつたことは周知のとおりである。しかし、問題はこのような措置を通じて、果たして新市町村が自治運営の確たる基盤をもち得たかということにある。

地方自治は、地域住民の福祉と生活水準の向上を目的として、国家行政とは別の見地から運営される国家目的でなければならない。それぞれの個性と特色とに応じ、それぞれ独自の方法によつて当該地域の住民福祉増進の施策を進めることが地方自治の本質であることは論ずる由もないが、少なくとも可能性の基盤としては、国家はその具現への条件を保証しなければならぬ義務を有するはずである。

ところが地方自治の現状は、この保証が十分になされてゐないといつても決して過言ではあるまい。すなわち地域別による財源の偏在、所得の格差は非常に顕著なものであつて、換言すれば地方自治はその出発点においてすでに不整そのものである。逆にこの事実こそまさに地方自治の出発点として本来のものであるというべきかも知れないが、国家目的作用としての地方自治がいつまでもそのままの路線であつてよいはずはないと思料するのである。

以下少しく地域の所得水準ないしは地方財政経済の実態を示す1指標として、第10表～第12表を基としてなめてみよう。

(1) 1人当たり租税額

所得水準と相当関係が深いと思われる1人当たりの租税額についてみても、府県間に大きな開差があり、とくに国税の差が甚だしいことに気付くのである。

いま資料の関係から第10表に示す昭和33年度における国民1人当たりについてみると、国税負担額10,709円、府県税2,476円、市町村税3,346円である。

イ 国 税

まず、国税では東京の35,380円に対し、鹿児島2,349円と大きな開きの中にあつて、本県1人当たりは2,779円である。背後的には、産業構成の差や法人(本社)の大都市集中が大きく影響している。

ロ 府県税にみる貧富の差異

府県税では1人当たり負担額東京5,803円、大阪の5,349円が高く、ついで神奈川の4,324円、愛知・兵庫・福岡の順となつてゐる。これに対して少い方では鹿児島801円、秋田の1,062円等最高と最低の開きは7倍強を示し、このように貧富の差が相当に大きい。

ハ 市町村税

次に、市町村税では最高最低の開きは約3.7倍で、前者に比しその差は比較的に小さいが、1人当たり負担額の多い順では他と同様東京(5,965円)、大阪(5,560円)・神奈川(4,683円)・兵庫(4,173円)・愛知(4,112円)・京都(3,719円)などが数えられ少ない県では鹿児島(1,589円)・宮崎(1,910円)・高知(1,983円)・茨城(2,002円)・山梨(2,027円)などといつた後進地域の低いのが目立つている。

第10表 都道府県別租税負担状 (況昭和33年度)

都道府県別	国 税		都 道 府 県 税		市 町 村 税	
	1人当たり 負担額	1世帯当 り負担額	1人当たり 負担額	1世帯当 り負担額	1人当たり 負担額	1世帯当 り負担額
全 国	円 10,709	円 54,758	円 2,476	円 12,661	円 3,346	円 17,108
北海道	6,568	36,146	2,034	11,195	3,609	19,854
北青森	3,031	17,921	1,188	6,995	2,160	12,703
岩手	3,176	18,692	1,116	6,567	2,177	12,799
宮城	5,606	32,738	1,342	7,834	2,228	12,990
秋田	4,817	28,250	1,062	6,202	2,660	15,536
山形	3,450	19,991	1,234	6,228	2,794	15,957
福島	3,476	20,086	1,199	6,929	2,286	13,195
茨城	2,779	15,410	1,326	7,356	2,002	11,095
栃木	2,989	22,197	1,479	8,314	2,308	12,837
群馬	3,793	20,481	1,491	8,049	2,415	13,024
埼玉	5,801	31,931	1,635	9,002	2,428	13,336
千代田	4,170	22,368	1,338	7,179	2,379	12,753
東京	35,380	164,690	5,803	27,012	5,965	22,757
神奈川	22,813	111,292	4,324	21,094	4,683	22,839
新潟	5,297	29,674	1,502	8,414	3,112	17,424
富山	4,961	25,728	2,174	11,276	3,811	19,750
石川	4,855	23,909	1,892	9,318	3,094	15,222
福井	4,323	20,897	1,652	7,987	3,100	14,923
山梨	2,695	14,296	1,176	6,238	2,027	10,719
長野	4,089	20,616	1,667	8,407	2,705	13,623
岐阜	4,750	24,433	1,856	9,547	2,858	14,670
静岡	9,386	51,548	2,701	14,836	3,120	17,140
愛知	13,829	72,717	3,598	18,921	4,112	21,599
三重	7,178	71,783	1,881	9,340	2,851	14,146
滋賀	3,656	17,745	1,644	7,983	3,001	14,540
京都	11,123	51,771	2,827	13,157	3,719	17,271
大阪	27,083	127,053	5,349	25,095	5,560	26,090
兵庫	20,436	98,278	3,202	15,398	4,173	20,055
奈良	4,451	22,006	1,377	6,810	2,630	12,965
和歌山	4,505	20,627	1,924	8,811	2,486	11,370
鳥取	2,772	14,325	1,158	5,983	2,525	12,959
島根	2,626	13,204	1,059	5,327	2,470	12,393
岡山	4,631	22,789	1,800	8,857	2,867	14,103
広島	9,181	42,793	2,228	10,389	3,060	14,265
山口	8,188	38,765	2,446	11,580	3,642	17,216
徳島	2,700	13,903	1,131	5,827	2,086	10,736
香川	3,615	17,723	1,351	6,625	2,480	12,156
愛媛	3,151	15,706	1,470	7,328	2,384	11,852
高松	2,921	13,614	1,206	5,624	1,983	9,219
福岡	9,610	49,485	2,743	14,125	3,474	17,889
佐賀	3,806	20,861	1,231	6,751	2,310	12,637
長崎	3,126	16,452	1,481	7,795	2,230	11,718
熊本	3,448	18,433	1,076	5,754	2,229	11,906
大分	3,465	18,079	1,155	6,027	2,256	11,766
宮崎	2,419	12,646	1,251	6,539	1,910	11,297
鹿児島	2,349	11,176	801	3,810	1,589	7,561

(注) 資料は税務統計書による。

(2) 国庫配付金

ところで租税総額中に占める国税のウェイトは戦前(昭和9~11年度)の53%台から戦後(昭和32年度)のそれは約70%台に増大しており、地方財政を通じて国税の大きな部分が府県に還元されている。第11表の背後に横たわる昭和31年度(資料の関係から)の都道府県・市町村財政に繰り入れられたものは、地方交付税・地方譲与税・国庫支出金あわせて4,837億円に達している。

いうまでもなく、地方公共団体には赤字団体も相当数あつて、一般財源の大部分をこの国庫からの配付金に依存しているものも決して少なくない。この機会に府県別

に、都道府県・市・町・村の歳入総額中に占める地方交付税・同譲与税・国庫支出金合計の比率をみると鹿児島57.0%、青森55.5%が非常に高く、徳島52.9%、鳥取52.7%、高知52.6%、大分52.5%、岩手52.2%、福井50.1%、これに続いて茨城49.5%の順となつている。また逆に東京にあつては17.2%、大阪18.7%、神奈川20.2%等が低率にある。

このように都道府県別には非常に大きな差がみられ、府県別の自主財源の貧弱さや、所得水準の差が大きいことを物語っている。

第11表 歳入総額中に占める国庫配付金の比率(昭和31年度)

都道府県名			率	都道府県名			率	都道府県名			率
			%				%				%
合	国	計	38.2	富	山	県	39.9	島	根	県	49.1
				石	川	県	46.5	岡	山	県	40.4
北	海	道	44.3	福	井	県	50.1	広	島	県	42.8
青	森	県	55.5	山	梨	県	51.8	山	口	県	34.5
岩	手	県	52.2	長	野	県	42.5	徳	島	県	52.9
宮	城	県	44.8	岐	阜	県	40.0	香	川	県	45.4
秋	田	県	49.4	静	岡	県	29.6	愛	媛	県	48.5
				愛	知	県	25.8	高	知	県	52.6
山	形	県	49.4	三	重	県	45.2	福	岡	県	33.2
福	島	県	47.2	滋	賀	県	42.6	佐	賀	県	48.3
茨	城	県	49.5	京	都	府	40.3	長	崎	県	48.5
栃	木	県	45.7	大	阪	府	18.7	熊	本	県	52.5
群	馬	県	45.1	兵	庫	府	28.9	大	分	県	49.7
				奈	良	県	48.3	宮	崎	県	48.9
埼	玉	県	39.3	和	山	県	48.0	鹿	児	島	57.0
千	葉	県	41.6	鳥	取	県	52.7				
東	京	都	17.2								
神	奈	川	20.2								
新	潟	県	41.4								

- (注) 1 本表作成の基礎である国庫配付金は、都道府県・市町村に配布された地方交付税・地方譲与税・国庫支出の合計によつた。
2 自治省地方財政統計年報による。

(3) 株式分布にみる地域差

いまちなみに株式数(上場のみ)分布の状況をもて東京に総株数の44.52%、大阪15.91%、兵庫6.13%、愛知5.71%について神奈川2.50%、京都1.93%、福岡1.90%となつており、したがつて法人所得も当然のことながら東京・大阪によつて総株数の60%強が集中している現象を、一面これら構成比の動向をもてその差が拡大して大都市集中度が高まり、府県別あるいは地域別の格差が拡大の方向にあるといえよう。

(4) 地域差発生 の要因

以上のような所得水準の地域差がどのような過程をたどつて生じたかはすでに述べたとおりであるが、1人当たり県民所得の構成比をもてある程度その状況がわか

る。例えば、第1次産業(農林水産業)の占める比率が高いほど1人当たり分配所得は少なく、第2次および第3次産業所得構成比の高いものほど所得が多い。すでに概説したとおり4大工業地帯およびその周辺地帯の高いのが目立っている。

分配所得の構成比でみれば、勤労所得構成比が高い府県ほど1人当たり分配所得も多い結果を示している。また、これと逆に個人業主所得には農林水産業を含むためその構成比の大きいものほど1人当たり分配所得も少なくなつている。個人賃貸料所得・個人利子所得などの財産所得構成比では大きな差異はないが、最近における伸長度はやはり大府県の方が大きい。

第12表 株式数の地域分布

都道府県別	全国計を100とした構成比		都道府県別	全国計を100とした構成比	
	33	34		33	34
全国計	100.00	100.00	大京阪	15.77	15.91
北海道	1.46	1.41	大京	1.96	1.93
宮城	1.46	1.41	京	6.46	6.13
青森	0.27	0.27	兵	0.89	0.84
秋田	0.12	0.12	奈	0.82	0.77
岩手	0.14	0.13	和	0.45	0.43
山形	0.15	0.14	滋	26.35	26.01
福島	0.19	0.19	歌	1.04	1.03
計	0.31	0.29	計	0.87	0.81
東	1.18	1.14	島	1.04	0.98
神奈川	43.41	44.52	山	0.15	0.14
千葉	2.52	2.50	鳥	0.21	0.22
山梨	0.95	0.94	島	3.31	3.18
埼玉	0.27	0.26	計	0.50	0.47
茨城	1.19	1.11	香	0.53	0.49
栃木	0.43	0.41	愛	0.29	0.28
群馬	0.47	0.46	徳	0.18	0.17
新潟	0.42	0.41	高	1.50	1.41
計	0.54	0.52	計	1.91	1.90
愛	0.93	0.88	福	0.18	0.18
静	51.13	52.01	佐	0.32	0.30
三	5.68	5.71	長	2.41	2.38
岐	1.34	1.29	計	0.27	0.27
計	1.03	0.98	熊	0.21	0.21
石	0.90	0.87	大	0.10	0.10
富	8.95	8.85	宮	0.13	0.12
山	0.43	0.41	鹿	0.71	0.70
井	0.75	0.70	計	1.44	1.43
計	0.38	0.37	外	1.44	1.43
	1.56	1.48	地		
			そ		
			の		
			他		
			計		

(注) 1 資料は大蔵省理財局株式分布状況調査による。
 2 本表は上場株のみの分布状況により算出した。

2 均等化された基盤の賦与

これまで述べたように先進4大工業地帯を中心とするいわゆる先進地域と、その他の地域との財源の偏在を是正し、所得の格差を縮小しあるいは大都市集中の弊害を取り除く方策がとられて、地方自治運営のより均等化された基盤を与えることが当面の重大な課題であるといわなければならない。そこでこれに代えるものとして考えられたのが地方基幹都市建設の構想であろう。

京浜・阪神など過大都市以外の地域を開発し、地方に分散的に生産・消費・文化の中核的拠点としての大都市を建設し、その積極的な吸引力による当該地域の発展を促すが、その目的に外ならない。財源偏在の是正といい、また地域格差の縮小というのも帰するところは、地方に第2次産業、なかでも工業の振興をもたらして、その生産力を中心とする地方経済構造の再編成を俟つ以外に求める途はないものと考えられるからである。

人口、所得の大きな吸引力を有する大都市が、一定の地域計画のもとに全国的に建設されてゆくとき、地域の格差はかなりの範囲において縮小されてゆくであろう。

そもそも国の経済成長がもたらす国民の富は辺土のすみずみまで享受さるべきものであり、したがって地域住民の福祉はその自然的地位のいかんにかかわらず、可能なかぎりの均等化の上に形成されなければならない。地方自治の運営は、かくして始めてその十全な基盤が得られるものであろう。

すなわち、地方基幹都市の建設は、先進工業地帯に集中する人口と富の流れを阻止し、地域の格差を縮め、それによつてより均等化された地域住民の福祉への途を開き、普遍的な地方自治確立の基盤を賦与する礎石であるということに要約されよう。

3 2大目標の交差点

地方基幹都市の建設が、その最も大きな要素として工

業立地政策を中に内包しているものである以上、そして所得の地域格差解消を目的の一つとしている以上、当然に国の所得倍増計画、産業立地計画、広域都市計画等との密接な関連のもとに進められなければならないことは当然であろう。

すなわち、産業立地の構想は、4大既成工業地帯、太平洋ベルト地帯、北海道、東北、裏日本の低開発地帯、その他の地帯と4分類の下におかれ、4大既成工業地帯はすでに限界に達しているの、この地帯への工場集中は原則として禁止または制限を加え、ベルト地帯（東京・名古屋・大阪・北九州を連ねるベルト状の太平洋臨海地域）の中間地帯に中規模の新工業地帯を立地させ、低開発地帯には倍増10カ年計画期間の後期に、大規模な中心的工業地帯にふさわしい立地の外部条件を整備することとしているものようである。

そもそも地方基幹都市建設構想は、その出発点において当然この問題と直面せねばならぬ要素をもつていて、思料されるのであるが、所得倍増とは既成の大企業を中心として資本主義的発展の自然の形のままの高度の経済成長にまつことのみが、その正しいあり方とは断定できないと思われる。この形において、高度の経済成長を達成すればするほど農業の格差は拡大し、中小企業との格差さらには都市と地方の格差もますます大きくなるのみであろう。

経済の成長発展が、雇用を拡大し失業者を減少し、賃金向上を招くことによつて、所得の増大を期待せしめることは可能であつても、前述した格差拡大の問題を解決することにはならないであろう。

地方基幹都市の建設が、地域格差の縮小を通してこれら諸格差の解消による国民生活水準の向上を図ることを目的とする以上、立論は正面から対立せざるを得ないのである。また、いわゆる太平洋ベルト地帯にも、低開発地帯にもできうる限り同時可能な地方基幹都市を建設すべきであると考えたい。しかし、それが産業立地の可能という大きな制限を必須の条件として担っている以上建設は現実的な一種の制約の下に実現可能な途を歩かねばならぬこともけだし当然である。

国の施策の方針が、以上のごとき所得倍増の理念を採るからには、地方基幹都市の建設は経済の高度な成長と地域格差解消との交さされた地点に求められねばならないであろう。

4 国家的都市と地方都市

既成4大工業地帯を中心とする過大都市への人口および産業の過度集中を排除するために、他の1つは第2・第3次産業従事者人口の増加を既成市街地の改造と新市街地の建設によつて収容するために、全国に広域都市を計画的に分散建設しようとする構想に対し、地方基幹都

市のそれはこれを大きく2種に分けることができよう。すなわち、文字通り京浜・阪神等の過大都市に対抗し、国家的影響力をそれ自体として有することのできる大都市、いわば国家都市と、これに対し広範な1定地域の経済、文化の中核的機能を果たし得る地方大都市とがそれである。

ここで国家都市というと、耳なれぬ異様な感じを抱くかも知れぬが、たとえば東京・大阪のごとき大都市は、その動向が国家全域に決定権をもつような独占的支配都市と解すべきであつて、局地的なある地域の均衡の上に成立する都市ではなからうか。

もちろん、東京・大阪といえどもその広大な周辺地域に対して特殊の吸引力を形成している点については、他の大都市とは異ならないが、しかもなお加えて以上のごとき特性をそなえているといわざるを得ないであろう。

ただ、ここでいう国家都市とは国家全域に決定権をもつ東京・大阪のみを指すのではなく、いやしくもその存在が国家的範囲にわたつて大きな影響力をもつ大都市、たとえば名古屋市のごときは同じく国家都市と考えてゆこうとするものようである。

5 適正な都市建設

大都市の形成は人口と所得の吸引力であり、扶養力である生産力の発展を前提とすることはもちろんであるがこのような国家都市は、単に生産力のみならず文化的優越性なり、政治的重要性なりを内に具備するものでなければならぬことはいままでもない。

これに対し、他の地方基幹都市は、地域の中心的大都市として当該地域のより広範な均衡の上に立ち、現在のそのような地方都市群とは違つて、その行政区域の外に社会的・経済的に大きな自己の発展をもつた都市たることにその特色を有するであろう。

基幹都市は常に大都市圏としての都市でなければならぬ。そして都市の外型からいえば、広域都市ということでもあろう。とりもなおさずかかる基幹都市の成立は国家都市の形成と相俟つて下請企業の広範な存在を可能ならしめ、原料・中間財の供給・製品販売の有利性を保証することとなり、相互に生産力の増大を期することができるのである。

ここで記述を改めるまでもなく国家都市については、その存在理由からみて極度に合目的に建設される必要がある。すなわち、基幹都市建設の可能性は前にくり返しのべたように、その生産力の醸成にあるが、これは現在の資本主義経済体制下の自由企業にあつては、産業立地の自然条件に左右されざるを得ないことも認めねばなるまい。

ところで、企業誘致の人為条件は、関連施設とりわけ公共施設の急速かつ大規模な造成によるその可能基盤を

作る以外に途はない。しかもそれは産業立地の適・不適を決する自然条件に変更を加えるということは困難なことであろう。それにもかかわらず、国家都市は日本の地政学的見地から、さらには地方行政の見地から極めて合目的に建設される必要をもっている。それがためには適切な施策と時間とによつて歩一歩と進めることが要求されよう。

これに対して他の類型の基幹都市は、産業立地の自然条件に従いそのおかれた地理的・歴史的条件に沿い、適正な国家的見地から建設されてゆくこととなるであろう。

第3節 農業への展望

第1項 迫られる画期的な方向転換

これまで述べたつた、主として農業と他産業部門との諸諸の関係から生じた問題を総合的にとらえ、ここにおいて農業への展望を試みてみよう。

1 発展的転換の機運

「豊作続きなのに借金は増える」——耕地整理も進行し、かんがい排水事業あるいは土地改良が完備した農耕地域であつても、一部の富農層を除くと依然として農民の生活は苦しいのが実態であろう。これは都市における諸産業が、その経済活動の活ばつ化とともに所得がめざましく発展向上してきたのに対し、農業所得は頭打ちで相対的な開きが大きくなつたことに基因するものであろう。しかしながら、この事実はなにもいまにはじまつたものではなく、戦前のいわゆる小作人時代においてはさらに深刻なものであつたことがえりみられる。

戦後一時食糧の窮乏時代、物交や売り惜しみなどでかなり経済的にうるおつた時があつたが、次第に食糧事情が回復し、ましてここ数年続きの大豊作となるといかに支持価格制度が存するとはいい、必然的に農産物の価格の低落をきたし、いくら作つても十分な収入は得られないという段階にきているのではなからうか。いわば最近の農業生産は完全に生産過剰時代に入った。これはすでに発生した現象として牛乳過剰・繭価の暴落等で実証されている。

ふりかえてみるに、わが国の農業は戦後の農地改革を契機として目ざましい生産力の発展をとげたのである。しかし生産手段の発展とわが国農業に支配的な小農生産との間に矛盾を生ずるようになり、今後順調な生産力の発展が困難になりつつあるという現状を見のがしてはなるまい。そしてこれらの不均衡発展を是正し、とくに産業基盤・生活環境・社会保障の整備拡充等の問題も提起されることとなり、背景的には財政の果すべき役割は大きいものがある。従つてこれに次ぐ措置としては金

融機構と資本蓄積方式の正常化を積極的に推進すべきであろう。

いずれにしてもわが国の農業問題は、いまむずかしい曲りかどにきている。と同時に、いまが転換の好機であることも事実であろう。農業政策の目標を産業としての農業の近代化と、農業人口の削減に焦点をおいているようであるが、今日の農業問題の所在点がだれの目にもはつきり映てじいることを示すものであろう。結論的にはここで惰性化した農政をあらため、近代国家にふさわしい進んだ農業政策に転換することは決して無意味ではなからう。

2 広い視野で農業の転換を

経済の成長に伴う外部環境の変化に、農業を適応させようとする農政の方向転換には異論のないところであろう。また、率直にいつてこれまでの農政には、国民全体の一環としての農業の発展的対策はほとんど省みられなかつたといつても過言ではあるまい。むしろ零細な小農経営をそのままにして、個別の農業経営の発展は考慮されないまま、いわば国民食糧の量的確保政策に終始したといえるのである。その結果、農業の生産性は低いところに停滞し、経済競争力もいたつてぜい弱で、ひいてはこれが低所得の要因となつていたものではなからうか。

したがつて農業における生産性の向上、農家所得、生活水準の非農業部門との均衡をはかるには、たんに農林行政の分野のみでなく、広く国民経済の発展過程の中においてこれを取り上げてゆく必要があることはいうまでもない。

農業の転換については、農業内部からみてもまさにその機が熟しているであろう。経済の飛躍的な発展は、小農の維持温存を図つてきた条件をいちじるしく変化させていることに気づくのである。

(1) その第1は、数年続きの豊作で米の需給が緩和し、水稲農業の重要性が次第に低下しつつあり、従つて現在よりも経済性の高い水稲農業を営むには、零細な個別経営では困難になつてきていることである。さらには食生活の変化が農業経営の有畜化を要請しているなど、このへんにおいて農業生産構造に新風をそそぎ込む必要に迫られている。

(2) 第2に、新しい技術の進展や機械化の進歩発達も小規模経営には取り入れられず、それがため生産性の向上も限界にきている。

(3) 第3としては、農業部門からの急激な人口の流出である。すでに農業労働者は地域的に不足しておりましてや所得倍増計画で将来相当数の労働需要の増加を見込むとすれば、農村における労働力の不足は一般化するおそれもなしとしないであろう。いうな